

村上市地域福祉計画（第３期）策定のためのアンケート（案）

○確認事項

- 1) 市民の成年後見制度の認知度
2) 権利擁護に関する困り感の有無
3) 相談窓口の認知度
4) 市民後見人の認識度について

1) 成年後見制度に対する認知度 用語説明の追加

問 26 認知症、知的障がい、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方のために成年後見制度(※)があることを知っていますか (1 つに○)

- 1 良く知っている 3 聞いたことはあるが内容は知らない
2 多少知っている 4 全く知らない

※成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な方の権利と財産を法的に守る制度です。できる限り本人の意思と能力を尊重し、自分らしい生活が送れるよう支援することを理念としています。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度：既に判断能力が不十分な方に、成年後見人等を選任し、財産管理や契約手続等を支援する制度です。

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

2) 相談窓口の認識度について 選択肢の変更

(案) 問 27 成年後見制度について相談したいとき、どこに相談しますか。(相談しようと思うところ
すべてに○)

- 1 市役所（支所・地域包括支援センターを含む）
- 2 社会福祉協議会
- 3 家庭裁判所
- 4 法務局
- 5 弁護士・司法書士
- 6 行政書士
- 7 法テラス
- 8 福祉関係者（ケアマネジャー・相談支援専門員・福祉関係施設職員など）
- 9 どこに相談していいかわからない
- 7 その他（ ）

3) 権利擁護に関する困り感の有無

選択項目の追加

(案) 問 28 あなた自身や身近な方について、判断能力が不十分な状態になったとき困るであろうこと、また実際に困ったことが以下の中にありますか。(あてはまるものすべてに○)

1 行政での手続き

8 葬儀や死後事務に関する手続き

2 不動産の管理・処分

9 保険金の受取

3 預貯金の管理・解約

10 親亡き後に残される子の生活

4 福祉・介護サービスや入院時の契約

11 悪徳商法や詐欺被害

5 入院・入所時の治療や延命に関する判断

12 その他 ()

6 金融機関での手続き

13 特にない

7 相続手続き

4) 市民後見人の認知度について

質問の追加

(案) 問 29 あなたは市民後見人(※)についてご存じですか

1 名前も内容も知っている

2 名前は知っているが内容は知らない

3 全く知らない

※市民後見人とは市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のことです。